

第1 丁の罪責

1. 私文書偽造罪(刑法(以下、略)159条1項)の成否

(1) 丁が乙の代わりに答案に解答を書き込んだことにつき、同罪が成立しないか。

(2) 構成要件該当性

ア. 「事実証明に関する文書」とは、社会生活に交渉を有する事項を証明する文書を指す。この点、入学試験の答案は、それ自体で志願者の学力が明らかになるものではないが、それが採点されて、その結果が志願者の学力を示す資料となり、これを基に合否の判定が行われ、合格の判定を受けた志願者が入学を許可されるのであるから、志願者の学力の証明に関するものであって、社会生活に交渉を有する事項を証明する文書にあたる。このことから、本件の高校入試の答案も「事実証明に関する文書」にあたり、有印私文書である。なお、本件答案はマークシート式であるが、可読的符号を用いたものと解される以上、「図画」ではなく、文書である。

イ. もっとも、「偽造」とは、文書の名義人と作成者の人格の同一性を偽ることを指し、本件のように丁が作成名義人乙の承諾を得て答案を作成している以上、名義人と作成者の人格の不一致はなく真正文書であり、偽造があったといえないと思える。しかし、文書の性質上名義人自身による作成だけが予定されている文書については承諾があっても偽造にあたる。これは、入学試験答案は、受験生自身によって作成されるところに意味があり、答案に本人自身の能力が示されるところに証明力が生じる根拠がある文書であることから、文書の内容についての法的効果を現実の答案作成者以外に帰属させることがおよそ予定されていない文書であり、乙が同意しても公共の信用を保全するため、乙はその文書から生じる法的効果を引き受けることはできないことにある。また、文書を作成した丁の人格が隠され、別個の人格としての乙が現出していることから、人格の同一性が偽られているといえるからである。

ウ. そして、故意も認められる。

(3) したがって、丁に同罪が成立する。

2. 偽造有印私文書行使罪(161条1項)の成否

(1) 丁が上記文書を試験終了後、提出した段階で「行使した」といえ、同罪が成立する。

3. 建造物侵入罪(130条前段)の成否

(1) 丁が上記不当な目的のもと試験会場に立ち入ったことは、建造物の管理者の意思に反するものであるから、同罪が成立する。

4. 偽計業務妨害罪(233条)の成否

(1) この点、替え玉受験は、業務の外形的な混乱・支障が現実には生じる余地のない態様であり、また、個別の受験者との関係で偽計により業務者側の判断を誤らせてその限りで業務内容を実質的に不適切にしたにすぎない行為であることから、「業務を妨害した」とまでいえず、同罪が成立しない。

第2 甲の罪責

1. 共謀共同正犯(60条1項)の成否

- (1) 前述の丁に成立した、建造物侵入罪、有印私文書偽造罪、同行使罪につき、甲は共謀共同正犯の罪責を負わないか。
- (2) 共謀共同正犯は、共同実行の意思の下に、相互に他人の行為を利用補充し合って犯罪を実現する場合と評価できることから、共同正犯の処罰根拠が及ぶものである。このことから、その成立要件は、共謀の存在及びそれに基づく実行行為である。また、共謀の存在は、意思連絡及び正犯意思から判断する。
- (3) 本件では、甲は、丁に対して、乙を試験に合格させるため替え玉受験をしてもらうよう頼んでおり、丁はこれを引き受けていることから、甲及び丁の相互間に意思連絡が取られていたものである。また、甲には、乙を試験に合格させるという動機があり、正犯意思も肯定できる。このことから、甲丁間に共謀が認められる。そして、丁が前述の通り実行行為に及んでいる。
- (4) したがって、甲は共謀共同正犯として上記罪責を負う。

2. 有印私文書偽造罪の成否

- (1) 甲が校長室で試験答案を書き換えをしたことにつき、同罪が成立しないか。
 - (2) 構成要件該当性
- ア. 前述の通り、入学試験の答案は有印私文書にあたる。
- イ. もっとも、当該書換え行為は、甲乙で共同実行しているところ、乙に作成権限が認められ、偽造といえないのではないか。この点、乙に作成権限が認められるのは、試験場において、かつ試験時間内に限って認められるべきものであり、試験時間内に為されたものでない以上、甲乙共に作成権限が認められない。また、当該書換え行為は、試験の解答欄の記載を正答に変えることは本質的な改変といえるから、変造ではなく、偽造に当たる。

ウ. そして、故意も認められる

- (3) したがって、同罪が成立する。

3. 偽造有印私文書行使罪の成否

- (1) 本件書換え答案は、金庫から取り出され、採点作業室まで運搬され、採点作業をされていることから、行使されたものである。このことから、同罪が成立する。

4. 公用文書毀棄罪(258条)の成否

- (1) 本件書換え答案は、公立高校の入試業務で使用される文書であるから、「公務所の用に供する文書」である。また、それを偽造したことにより、正しい使用ができなくなっていることから、「毀棄した」ものである。
- (2) よって、同罪が成立する。

5. 建造物侵入罪の成否

- (1) C高校は県に管理権があり、甲が不正な答案書換えの目的でC高校に侵入したことは、県の意思に反する立ち入りであり、同罪が成立する。

6. 贈賄罪(198条)の成否

- (1) 甲は丙に対して、教頭職への推薦という職務に関する不正な対価である「賄賂」(197条1項)を「供与」していることから、同罪が成立する。

第3 乙の罪責

1. 替え玉受験についての共謀共同正犯の成否

- (1) 前述の基準によると、乙は甲の替え玉受験の方法について同意をしており、丁が実行行為をすることを認識しており、相互間に意思連絡が図られているといえ、替え玉受験によって、入学者の地位を得れるという動機も存在することから、正犯意思も認められる。また、丁は前述の通り実行行為に及んでいる。
- (2) したがって、乙は共謀共同正犯として建造物侵入罪、有印私文書偽造罪、同行使罪の罪責を負う。

2. 答案書換えについての共同正犯の成否

- (1) 共同正犯の成立には共同実行の意思及び事実を要するところ、乙は自己のC高校への入学という動機のもと、甲と共に前述の書き換え作業に及んでいることから、乙は共同正犯として建造物侵入罪、有印私文書偽造罪、同行使罪の罪責を負う。

3. 詐欺罪(246条2項)の成否

- (1) 乙が答案の書換えという欺罔行為を用いて、C高校に入学し、生徒として教員による授業や指導等の利益の提供を受けたことにつき、同罪が成立する。

第4 丙の罪責

1. 加重収賄罪(197条の3第1項)の成否

- (1) 丙が甲を脅して、教頭職への推薦を行わせたことにつき、同罪が成立しないか。
- (2) 構成要件該当性

ア. 「賄賂」とは、公務員の職務に関する不正の報酬としての利益を指し、丙の教頭職への推薦は非財産的なものであるが、丙の需要を満たすものであり、非財産的なものであっても、職務の公正及び社会の信頼を害すものであるから、賄賂に当たる。

イ. また、同利益を得て、県に提出する報告書に偽造の内容を記載するなどの「不正な行為」を行っている。

ウ. そして、故意もある。

- (3) したがって、同罪が成立する。

2. 強要罪(223条1項)の成否

- (1) 丙は甲の校長としての地位を脅かすような害悪の告知をし、丙を教頭として推薦する本来義務を負っていないことをさせていることから、同罪が成立する。

3. 証拠隠滅罪(104条)、犯人隠避罪(103条)の成否

- (1) 防犯カメラの映像をそのまま犯人の甲に渡したことは、犯人がそれを処分する蓋然

性が高い以上、隠滅したものといえる。また、教育委員会に何ら不正はなかったという報告を行ったことは、官憲の発見を免れさす行為であり、「隠避」にあたる。

(2) したがって、両罪が成立する

第5 罪数

1. 丁は、建造物侵入罪、有印私文書偽造罪、同行使罪が成立し、これらは牽連犯となる。
2. 甲は、①建造物侵入罪、有印私文書偽造罪、同行使罪、②建造物侵入罪、有印私文書偽造罪、同行使罪、③贈賄罪が成立し、①及び②の各罪は牽連性となり、これらと③は併合罪となる。
3. 乙は、①建造物侵入罪、有印私文書偽造罪、同行使罪、②建造物侵入罪、有印私文書偽造罪、同行使罪、③詐欺罪が成立し、①及び②の各罪は牽連性となり、これらと③は併合罪となる。
4. 丙は、①加重収賄罪、強要罪、②証拠隠滅罪、③犯人隠避罪が成立し、①の両罪は観念的競合となり、これと②及び③は併合罪となる。

以上